相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区下長者町通烏丸西入鷹司町二一番地四、最後の住所京都市上京区下長者町通烏丸西入鷹司町二一番地の四

被相続人　亡　櫻井　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十三日

大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル二階

相続財産管理人弁護士　久米川良子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県世羅郡世羅町大字小国二四二一番地二、最後の住所広島県安芸高田市吉田町竹原一八九番地　被相続人　亡　西向　義和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十三日

広島市中区幟町三―五七　中特ビル四階

相続財産管理人　弁護士　今枝　仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県鳥栖市古野町六五〇番地二、最後の住所本籍地に同じ

被相続人　亡　末次　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十三日

佐賀県鳥栖市あさひ新町八〇二番地五〇

相続財産管理人　原　弘安

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県西都市大字三納二〇四二番地イ、最後の住所宮崎県宮崎市清水三丁目四番一七―二号アリシア・イン・清水三〇八号

被相続人　亡　齊藤　誠治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十三日

宮崎県西都市中妻一丁目六七番地

相続財産管理人　伊藤　毅

無縁墳墓等改葬公告

墓地の美化と安全を期するために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年八月二十三日

一、墳墓等所在地　和歌山県御坊市薗三九四

一、墳墓等の名称　浄国寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　和歌山県御坊市薗三九四　宗教法人浄国寺住職　三原　義昭

資本金及び準備金の額の減少公告及び新設分割公告

当社は、資本金の額を十七億二千万円、資本準備金の額を十七億五千万円減少し、それぞれ九千万円、〇円とするとともに、新設分割により新設する株式会社阪急阪神カード（住所大阪市北区芝田一丁目一六番一号）に対して当社のカード事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。なお、当社は、新設分割に際し、商号を株式会社阪急阪神ポイントに変更し、資本金の額を八千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月一日

掲載頁　一一二頁（号外第一一四号）

平成二十二年八月二十三日

大阪市北区芝田一丁目一六番一号

株式会社阪急阪神カード

代表取締役　三宅　良明

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成22年８月23日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①株式会社フォーサイト　②第３種旅行業　③北海道知事登録旅行業第３―537号　④株式会社フォーサイト　札幌市中央区南十三条西一丁目２番10―604号　代表取締役　齊藤紳　⑤本店営業所　札幌市中央区南１条西３丁目８―11札石ビル６Ｆ　⑥平成20年４月23日　⑨平成22年７月28日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫札幌市中央区南十三条西一丁目２番10―604号　株式会社フォーサイト　代表取締役　齊藤紳

B　①東京昭和運輸株式会社　②第三種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5797号　④東京昭和運輸株式会社　東京都小平市天神町二丁目59番地１　代表取締役　岩田敏雄　⑤本社　東京都小平市天神町二丁目59番地１　⑥平成18年９月８日　⑧平成22年７月26日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都小平市天神町二丁目59番地１　東京昭和運輸株式会社　代表取締役　岩田敏雄

B　①トラベルサポートＳ＆Ｉ　②第３種旅行業　③石川県知事登録旅行業第３―244号　④トラベルサポートＳ＆Ｉ　田中千博　石川県金沢市野町３丁目18番26号　⑤本社営業所　石川県金沢市笠舞１丁目23番23号パレット１Ｆ　⑥平成21年２月16日　⑧平成22年６月23日　⑩300万円　⑪石川県知事　⑫石川県金沢市野町３丁目18番26号　トラベルサポートＳ＆Ｉ　田中千博

B　①合資会社キャッスルトラベル　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―519号　④合資会社キャッスルトラベル　愛知県江南市藤ヶ丘七丁目１番地の１江南団地201棟207号　代表社員　立岩典子　⑤本社営業所　愛知県江南市藤ヶ丘七丁目１番地の１江南団地201棟207号　⑥昭和54年10月29日　⑧平成22年７月21日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫合資会社キャッスルトラベル　愛知県江南市藤ヶ丘七丁目１番地の１江南団地201棟207号　代表社員　立岩典子

B　①株式会社セネット（ネバーランドツーリスト）　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―1241号　④株式会社セネット　名古屋市中川区高畑五丁目161番地　代表取締役　柴田義介　⑤本社営業所　名古屋市中川区高畑五丁目161番地　⑥平成19年12月７日　⑧平成22年７月27日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫名古屋市中川区高畑五丁目161番地　株式会社セネット　代表取締役　柴田義介